

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、
翌日の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

◇告 示 字の区域の変更

保険医療機関の指定

牛等の移入の禁止

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良事業の認可(五件)

土地改良法による換地処分

遊漁規則の変更の認可

◇教 委 告 示 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則(昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「通り」を「とおり」に改め、同条第十号を削る。

第六条第三項中「千二百円」を「千四百円」に改め、同条第四項本文中

「講読料金を添えて」を削り、同項ただし書を削る。

第十条の二の見出しを「(増刷)」に改め、同条中「又は抜刷」を削り、

「増刷(抜刷)依頼書」を「増刷依頼書」に改める。

第十五条から第十八条までを削る。

別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

別記第1号様式 (第6条関係)

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

鳥取県知事 殿

次のとおり鳥取県公報を購読したいので申し込みます。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

申込者 氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者の氏名)

電話番号

㊤

購 読 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで
購 読 部 数	部	
購 読 料 金	円	
送 付 先	□□□□-□□□□	

別記第2号様式 (第10条の2関係)

年 月 日

広報文書課長殿

課長 ㊤

鳥取県公報の増刷について (依頼)

次の事項を登載した鳥取県公報を 部増刷願います。

題 名	
内 容	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県公報発行規則第六条第三項の規定は、昭和五十七年四月分以後の鳥取県公報の購読料金について適用する。

告 示

鳥取県告示第二百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による国坂地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

大字国坂字池田

同上の区域（昭和五十六年十一月二日現在の地番による。）

大字国坂字池田のうち三九二の三及び三九七と一体をな

す国有地の一部以外の区域

大字国坂字北澤

大字国坂字北澤のうち四〇八から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字国坂字池田三九二の三及び三九七と一体をなす国有地の一部、大字国坂字竹井尻四一八と一体をなす国有地の一部、大字国坂字砂ヶ空一三一五及び一三一六と一体をなす国有地並びに大字国坂字北平一四八二及び一四八三と一体をなす国有地

大字国坂字竹井尻

大字国坂字竹井尻のうち四一八と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字国坂字北澤四〇八から四二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字国坂字砂ヶ空

大字国坂字砂ヶ空のうち一三一五及び一三一六と一体をなす国有地以外の区域

大字国坂字北平

大字国坂字北平のうち一四八二及び一四八三と一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第二百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フェライト米里 診療所	鳥取市南栄町七〇―二	昭和五十七年二月十五日
都 田 医 院	米子市紺屋町一三六―三	昭和五十七年二月二十二日
池畑齒科医院	米子市茶町二五	昭和五十七年二月十六日

鳥取県告示第二百十七号

炭そ、予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第一条の規定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、それらの死体又は炭疽その病原菌をひろげるおそれのある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

島根県江津市松川町及び後地町の区域

鳥取県告示第二百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、佐陀川右岸土地改良区の定款の変更を昭和五十七年三月一日認可

したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、中山町土地改良区の定款の変更を昭和五十七年三月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十号

福部村から申請のあつた村営土地改良（山湯山区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示二百二十一号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示二百二十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良(福部地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示二百二十三号

国府町から申請のあつた町営土地改良(玉鉾地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示二百二十四号

米子市から申請のあつた市営土地改良(古豊干地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年三月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示二百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、北条町から同町が行う土地改良事業に係る国坂地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 西 尾 邑 次

- 一 漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合
倉吉市魚町二五二九番地
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第二号
- 3 認可に係る変更の内容

遊漁料の額の変更

(一) さお釣及びたも網の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を次のとおり改める。

期 間	居住地		改 正 後	現 行
	県 内	県 外		
一年間	三、〇〇〇円	六、〇〇〇円	二、五〇〇円	五、五〇〇円
一日限り	二、〇〇〇円	一、五〇〇円		

(二) (一)に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法による遊漁に係る遊漁料の額を次のとおり改める。

漁具、漁法	期 間	区 分	改 正 後	現 行
鵜 川	一年間	遊漁証を有する者四人以内	五〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
川 舟	一年間	一隻につき	三〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円
投 網	一年間	県内	七、〇〇〇円	六、〇〇〇円
		県外	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円

注 さお釣、たも網漁業に併用することができる。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十七年三月二日

二1 漁業権者の名称及び住所

日野川漁業協同組合

米子市熊党三二三番地一

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

3 認可に係る変更の内容

遊漁料の額の変更

(一) さお釣、手釣、たも網、投網及び手押の漁具、漁法による遊漁料の額を次のとおり改める。

漁具、漁法	期間		居住地	遊 漁 料	
	一日限	一年間		改 正 後	現 行
さお釣及び手釣	一日限	一年間	県内	三、〇〇〇円	二、五〇〇円
	一日限	一年間	県外	六、〇〇〇円	五、五〇〇円
さお釣、手釣、たも網、投網及び手押	一日限	一年間	県内	二、〇〇〇円	一、五〇〇円
	一日限	一年間	県外	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円
	一日限	一年間	県外	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円

(二) 中学生が行うさお釣及び手釣に係る遊漁料の額を現行一年「四〇〇〇円」から「五〇〇円」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

昭和五十七年三月二日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

昭和五十七年度鳥取県立高等学校専攻科の入学者選抜を次の要項によって実施する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

昭和57年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集学校及び募集生徒数

高等学校名	学科名	所 在 地	募集生徒数
鳥取東高等学校	専攻科	鳥取市立川町五丁目210	約 100人
倉吉東高等学校	専攻科	倉吉市下田中61の1	約 100人
米子東高等学校	専攻科	米子市勝田町1	約 100人

2 出願資格

